

令和3年5月27日

まちづくり委員会資料

請願・陳情の審査

請願第23号

「等々力球場の北側を通る代替道路の整備」を
求めることに関する請願

建設緑政局

請願第23号 「等々力球場の北側を通る代替道路の整備」を求めることに関する請願 について

1 請願箇所の概要

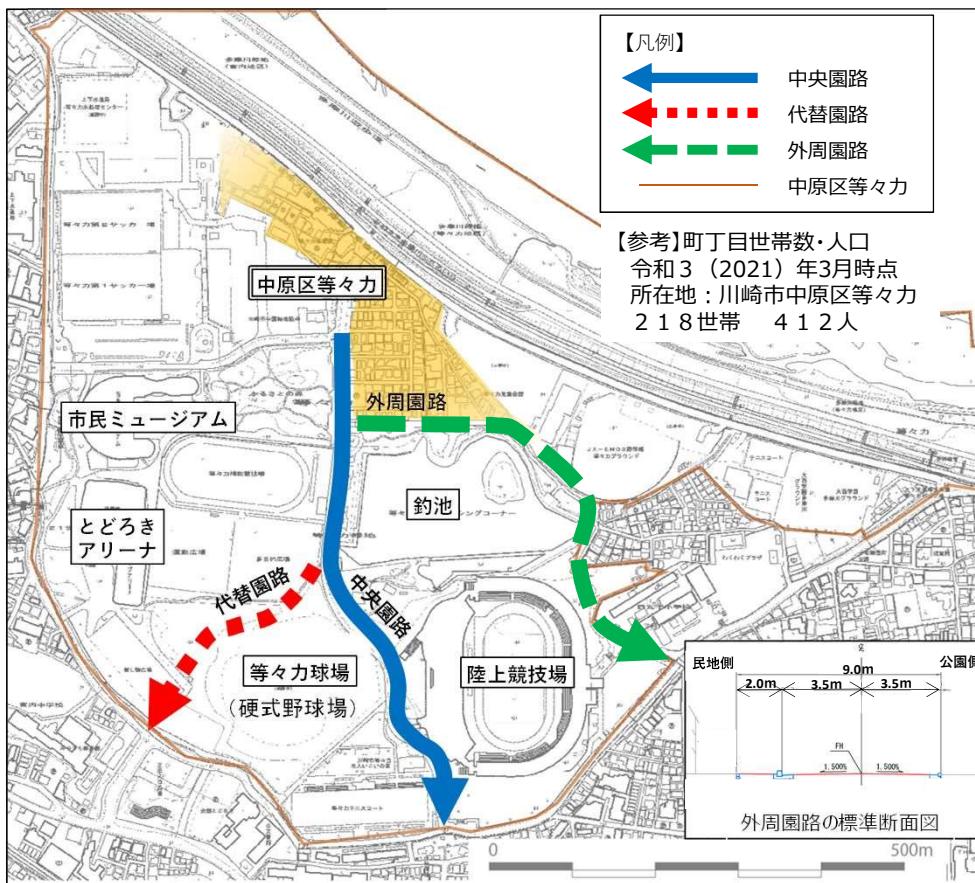


図 緑地平面図

2 等々力緑地再編整備に関する確認書について(回答) (24川建等再第89号 平成24年10月24日付け)

- 現在の中央園路については、道路法に基づく道路（公道）の廃止手続きを進めてまいりますが、陸上競技場メインスタンド及び硬式野球場の整備期間中も周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両の通行が可能な仮設園路を確保してまいりたいと考えております。
- 硬式野球場整備後は野球場北側に車両の通行が可能な園路（以下、「代替園路」といいます。）を整備します。**整備位置については別添図に示す位置を基本とし、周辺施設の整備と調整を図るとともに、周辺町内会の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。
- 代替園路については、車両及び公園利用者がそれぞれ安全に利用できる形態として整備するものとし、整備形態については周辺町内会の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。
- 代替園路については、周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両が通行することを基本とし、イベント時の通行止めなど運用方法については周辺町内会や施設利用団体の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

3 これまでの主な経緯

等々力緑地再編整備実施計画の策定から、等々力町内会との主な調整の経過は次のとおりです。

【確認書回答までの経緯】

| 年月日 | 内 容 |
|------------|---|
| 平成23年3月 | 等々力緑地再編整備実施計画を策定 川崎市域を代表する総合公園として安全・安心と防災の観点からまとまりのある空間（賑わいの場、たまごの場、防災の機能を備えた広場）を整備するために、中央園路の再編の検討・調整を進めることを盛り込んだ等々力緑地再編整備実施計画を策定し、平成23年11月に策定した等々力陸上競技場整備計画において中央園路の廃止に向けた調整をすることとした。 |
| 平成24年6月19日 | 請願第41号「等々力緑地再編整備実施計画」と「等々力陸上競技場整備計画」に伴い廃止予告された、「等々力地区幹線生活道路を存続させること」に関する請願 請願者：寒河江富夫（等々力町内会）ほか14団体（585名） → まちづくり委員会で審査の結果、 継続審査 |
| 9月27日 | 「議案第144号 等々力陸上競技場メインスタンド改築工事請負契約の締結について」、「議案第146号 市道路線の認定及び廃止について」 → 議案は可決 請願第41号については、議案の可決により みなし不採択 。 |
| 10月9日 | 等々力緑地再編整備に関する確認書 【等々力町内会 ⇒ 川崎市】 7月31日等々力町内会臨時総会決議事項について市長に確認して欲しい。 |
| 10月24日 | 等々力緑地再編整備に関する確認書について（回答） 【川崎市 ⇒ 等々力町内会】 |

【確認書回答後の経緯】

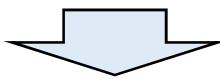
| 年月日 | 内 容 |
|------------------|--|
| 平成28年12月12日 | 代替園路の整備案を提示 【川崎市 ⇒ 等々力町内会】 一般車両が代替園路に流入することを抑制する出入口の形態案 (ゲートの設置、車止めの設置など) |
| 平成29年8月24日 | 要望書 【等々力町内会 ⇒ 川崎市】 代替園路は、何人も自由に通行できるものとする。 |
| 平成29年～ | 民間活用による等々力緑地のさらなる魅力向上に向けた取組 H29.6都市公園法の改正の趣旨を踏まえ、陸上競技場(サイドバックスタンド)整備や、公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用を対象として検討 |
| 平成30年11月～ | 等々力緑地のマーケットサウンディング パークマネジメントの推進に向けて、民間事業者の柔軟な発想に基づく幅広いアイデア等を把握するため、市の都市公園で初めて、公募による「マーケットサウンディング」を実施 |
| 平成31年2月28日 | PFI法に基づく民間提案 「等々力緑地再整備・運営等に係る民間提案について」 東急電鉄株式会社 |
| 令和元年5月24日、12月14日 | 等々力町内会説明会 再編整備事業の現状や等々力緑地のマーケットサウンディング調査の結果、陸上競技場第2期整備の内容を説明。マーケットサウンディング調査では、代替園路の見直しを求める意見があつたことを説明するとともに、市としても計画の見直しに向けて調整したいことを説明。 |
| 令和2年2月22日 | 要望書 【等々力町内会 ⇒ 川崎市】 廃止する予定の公道に準じた代替園路の確保(すべての車両が通行可) |
| 6月～8月 | 等々力町内会、小杉陣屋町2丁目、周辺4町会へ説明会（計4回） 外周園路計画について |
| 11月22日 | 市長への手紙 【等々力町内会 ⇒ 川崎市】 「等々力緑地再編整備事業」に関して、特に「公園内の園路の問題」について |

※上記に加えて等々力町内会会長、副会長とは、再編整備事業に関する情報共有や外周園路の整備について個別に打ち合わせを行ってきました。

請願第23号 等々力球場の北側を通る代替道路の整備を求めるに関する請願

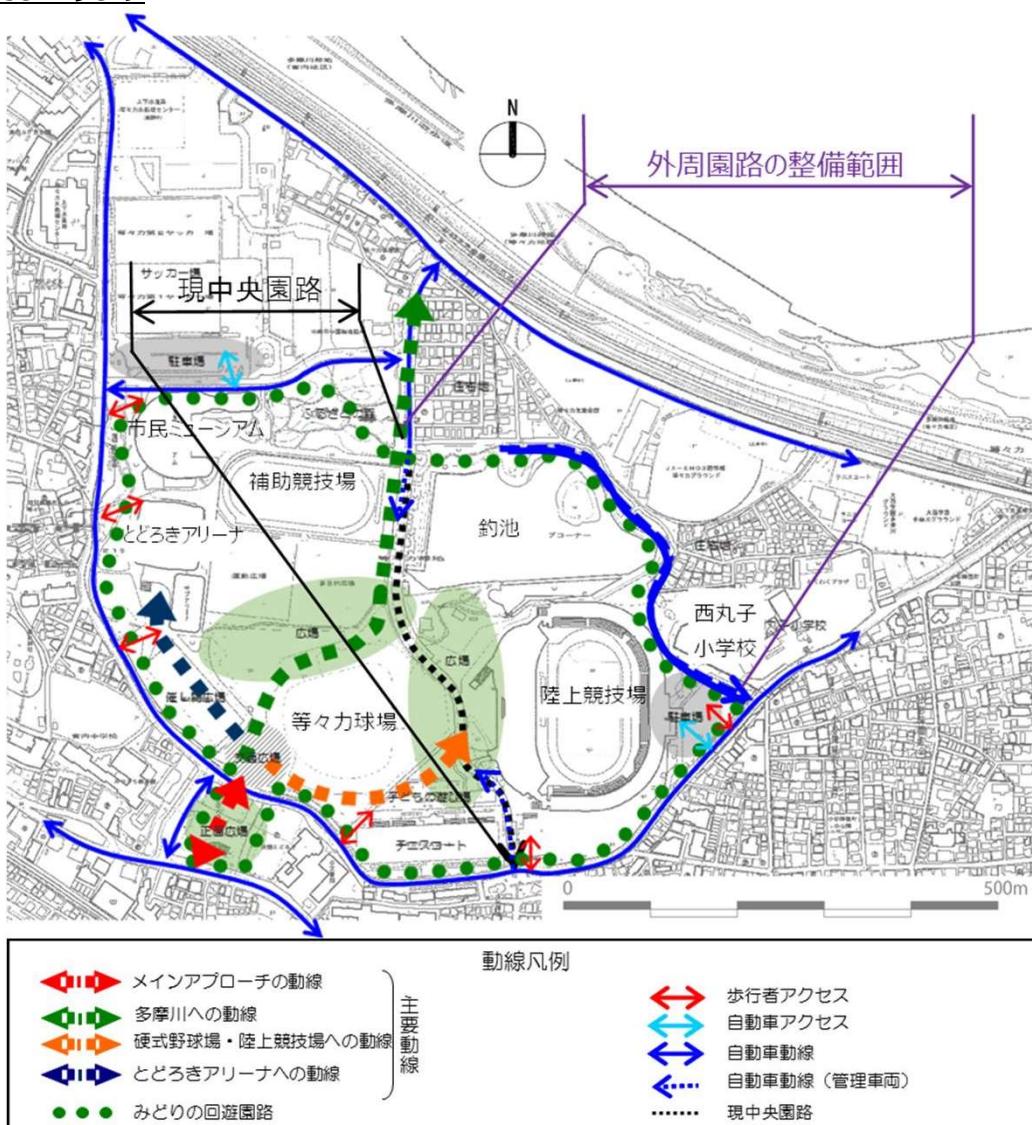
【請願の要旨】

- 確認書（24建等再第89号平成24年10月24日）に記載した第2項及び第3項の「等々力球場の北側を通る代替園路の整備」の実行すること。
- この代替園路は現在の中央園路と同機能とし、車両が通行できる新中央園路として整備すること。



【請願に対する本市の考え方】

- 既存計画においては、中央園路を廃道し、代替園路のルートを歩行者動線としていましたが、生活道路の確保を求める等々力町内会の理解を得ることができず、代替園路に条件付きで車両を通す整備案について調整してきましたが、通行車両に関する条件面で折り合いがつきませんでした。
- 民間活力の導入に向けた取組を進めるにあたり様々な課題や各方面からの提言、利用者の視点を踏まえて公園利用者、周辺住民の双方にとってより良い緑地内動線について検討した結果、「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現するためには、車両を通す代替園路整備を取りやめ、外周園路を整備することが最適であると判断し、改定骨子(案)をお示ししたところです。
- 等々力町内会に対し、この改定骨子(案)でお示しした緑地内動線の再整備等について引き続き丁寧に説明し、理解を求めてまいります。



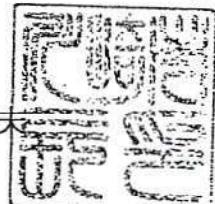
緑地内の動線の再編整備のイメージ



24川建等再第89号
平成24年10月24日

等々力町内会
会長 寒河江富夫 様

川崎市長 阿部孝太



等々力緑地再編整備に対する確認書について（回答）

日頃から公園事業の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

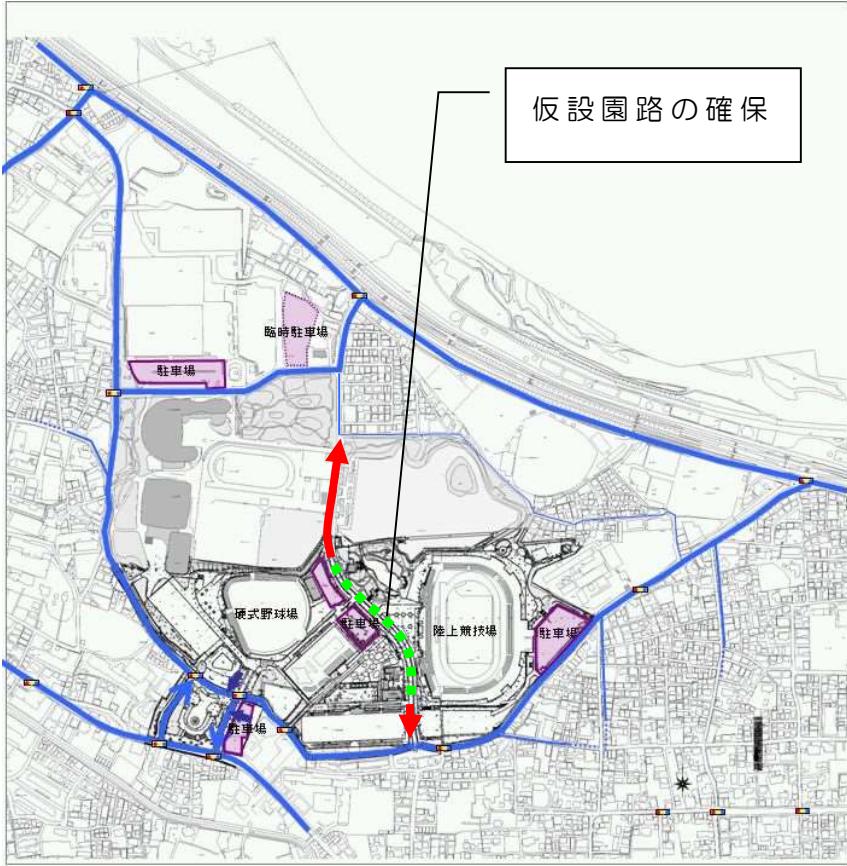
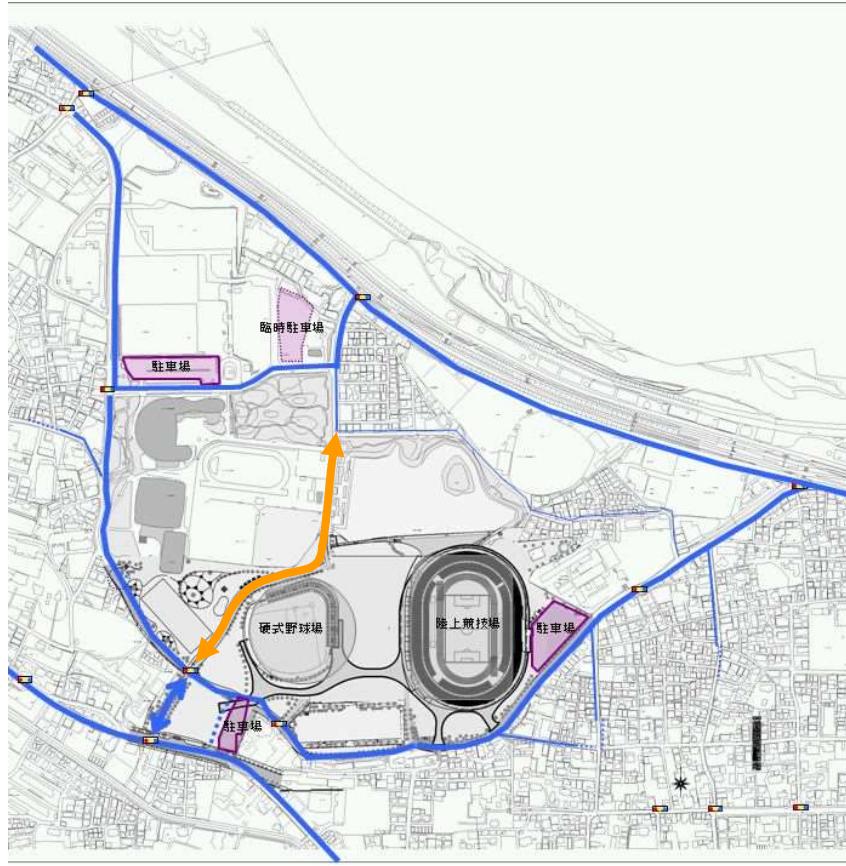
「2012年7月31日付等々力町内会臨時総会決議事項」について次のとおり回答いたします。

また、等々力緑地再編整備の推進にあたり、今後とも周辺町内会の皆様方と事業の進捗に合わせて話し合い等を行いながら進めてまいりたいと存じますので、御理解と御協力の程、よろしくお願ひいたします。

- 1 現在の中央園路については、道路法に基づく道路（公道）の廃止手続きを進めてまいりますが、陸上競技場メインスタンド及び硬式野球場の整備期間中も周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両の通行が可能な仮設園路を確保してまいりたいと考えております。
- 2 硬式野球場整備後は野球場北側に車両の通行が可能な園路（以下、「代替園路」という。）を整備します。整備位置については別添図に示す位置を基本とし、周辺施設の整備と調整を図るとともに、周辺町内会の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。
- 3 代替園路については、車両及び公園利用者がそれぞれ安全に利用できる形態として整備するものとし、整備形態については周辺町内会の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。
- 4 代替園路については、周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両が通行することを基本とし、イベント時の通行止めなど運用方法については周辺町内会や施設利用団体の皆様と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

（建設緑政局等々力緑地再編整備室担当）

電話（044）200-2408

| 整備期間中 | 硬式野球場整備後 |
|---|--|
| <p>陸上競技場第1期及び硬式野球場の整備を行う期間については、仮設園路を設けながら車両の通行機能を確保する。</p> | <p>硬式野球場北側に車両の通行が可能な代替園路を整備する。</p> |
| <p style="text-align: center;">→ 現状道路形態のまま利用</p>  <p style="text-align: center;">仮設園路の確保</p> | <p style="text-align: center;">↔ 代替園路</p>  |